

障害児通所給付費に係る支給決定誤りに伴う返還金

1. 概要

放課後等デイサービス等の障害児通所給付費の支給について、利用者はサービスの提供に要した費用の1割をサービス提供事業者へ支払います。

世帯の個人住民税所得割額に応じて、負担上限月額の設定や利用者負担額の軽減措置（多子軽減措置）があり、利用者の負担軽減を図っています。今回、負担軽減判定の基礎となる個人住民税所得割額の算定に誤りがあり、利用者がサービス提供事業者を支払う利用者負担額に過払いが発生したことが判明したため、返還を行うものです。

2. 対象者及び返還予定額

	負担上限月額の算定誤り分	多子軽減措置誤り分
返還対象者	27人	25人
返還予定額	2,036,566円	580,173円

※重複なし

3. 予算

歳入	財政調整基金繰入金	2,617千円
歳出	障害児通所給付費	2,617千円

一般会計歳入・歳出予算総額 補正前：49,894,356千円 補正後：49,896,973千円

4. スケジュール案

時期	予定
4月下旬～5月上旬	対象者へお詫び文の送付及び電話連絡
5月11日	補正予算上程
5月中旬～下旬	対象者へ返還額通知及び振込口座届出書の送付
6月	順次返還金の振込 ※6月末までに振込完了予定